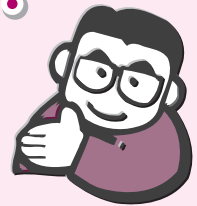


リサイクルステーション

- ◇と き 10月5日(日) 午前9時～11時(時間厳守)(時間外の場合は、お受け取りできません)
 - ◇と ころ 市役所駐車場(雨天の場合、市役所正面玄関前にて実施します)
 - ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります。
 - ◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折り込みチラシ(雑誌類とチラシは分けてお持ちください) ④ダンボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていれば取り除く。金・銀ぱくでコーティングされたものは、可燃物に出してください) ⑥牛乳パック(きれいに洗い、切り開いてお持ちください。内側にアルミはくがついているものは回収しません) ⑦使用済み食用油(事業所などは、酒井商店(可児市鳩吹台)TEL65-3211へご相談ください) ⑧古着(冬物衣料品、布団、毛布などは回収しません)
- ※古着は、東南アジアへ衣料品として輸出(冬物以外)や工場のぞうきんとして利用または、綿の原料とされているため、回収するものを限らせていただきます。
- ※各自で必ず分別してきてください。
- ※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください。

資格商法の 二次被害にご注意!



消費生活相談情報
中濃地域振興局振興課
電話 0574-25-3111

電話勧誘販売は、特定商取引法の規制を受けてクーリング・オフ制度も適用されますが、相談件数は増加しており、昔の契約をネタに、詐欺的なセールストークで新たに契約を取り付けようとする悪質な業者が後を絶ちません。

契約の基礎的な知識を身につけ、被害の未然防止を図るために情報提供します。

◇相談

7年前に、行政書士資格取得用の教材を勧められ契約しました。資格は取りませんでした。が、代金は全額支払い済みです。最近になり、時々職場に資格に関する電話がかかってくるようになりました。2日前にも、前とは違う業者から、「あなたは以前の契約で資格が取れていない。勉強を継続するか、終了するかを選ぶように」と電話があり、「終了したい」と答えると、「資料を送る」とその業者は言いました。

しかし、昨日送られてきた資料を確認すると、新たな教材の契約書でした。話が違ったため解約したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

◇処理

契約した代金の支払いを完済していれば、7年前の業者との契約関係は終了しています。

今回の契約は新規となり、クーリング・オフ期間内であるため、業者あてに内容証明郵便で解約の意思表示をするようにお話ししました。

また、今後職場への煩わしい

◇問題点

- 昔の契約をネタにして、その個人情報悪用しています。
 - 契約の継続・終了を装って、新しい契約を結ばせようとしています。
- 電話を避けるには、「申し込みの意思はないこと、今後の勧誘電話を断ること」を書面(はがきで可)で通知しておくことを勧めました。
- (特定商取引法では、断っている人に再勧誘することを禁止しています)

消費者への アドバイス

- 契約は口頭でも成立しますが、それは双方の意志の合致が前提条件となっています。
- 資格を取得するかどうかは個人の自由意志です。業者に強制されることも指示されることもありません。
- 電話勧誘販売の場合、8日間以内ならクーリング・オフ制度により無条件で解約ができます。